

2026年10月14日

各 位

会社名 株式会社リクルートホールディングス
 代表者名 代表取締役社長 兼 Chief Executive Officer
 出木場 久征
 (コード番号：6098 東証プライム)
 問合せ先 常務執行役員 兼 Chief Financial Officer
 荒井 淳一
 (電話番号 03-3511-6383)

**自己株式取得に係る事項の決定について(取得期間の延長)
 (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)**

当社は、2026年3月31日付の取締役会において、64,000,000株、3,500億円を上限とする自己株式取得(以下、「本自己株式取得プログラム」)について決議しましたが、2026年10月14日付の取締役会において、自己株式の取得期間の延長を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

自己株式の取得期間の延長を行う理由

当社はキャピタルアロケーションの方針に則り、資本効率の向上と株主還元の充実を目的として、今後の投資余力、株価水準、市場環境及び財務状況の見通し等を勘案し、自己株式を取得することとしています。

本自己株式取得プログラムの決議は、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づくものです。

この度、株式市場の動向を踏まえ、取得期間の延長を決議しました。

変更の内容

(下線は変更箇所)

	変更前 (2026年3月31日付取締役会決議)	変更後 (2026年10月14日付取締役会決議)
取得対象株式の種類	当社普通株式	当社普通株式
取得し得る株式の総数(上限)	64,000,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.58%)	64,000,000株 (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合4.58%)
株式の取得価額の総額(上限)	3,500億円	3,500億円
取得期間	2026年4月1日から、以下のいずれか早い方の日まで (1) 2026年11月30日 (2) 上記の「取得し得る株式の総数」または「株式の取得価額の総額」のいずれかが上限に達した日	2026年4月1日から、以下のいずれか早い方の日まで (1) <u>2027年3月31日</u> (2) 上記の「取得し得る株式の総数」または「株式の取得価額の総額」のいずれかが上限に達した日
取得の方法	(1) 取引一任方式による株式会社東京証券取引所における市場買付け (2) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け	(1) 取引一任方式による株式会社東京証券取引所における市場買付け (2) 自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による市場買付け

2026年3月31日付取締役会決議に基づく、2026年4月1日～2026年10月14日の自己株式取得の累計(約定ベース)

取得した株式の総数	16,384,200株 (上限に対する進捗25.60%)
株式の取得価額の総額	178,135,923,900円 (上限に対する進捗50.90%)

2026年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	1,386,178,118株
自己株式数(注)	86,326,031株

(注) 役員報酬BIP信託に係る信託口及び株式付与ESOP信託に係る信託口が保有する当社株式
41,857,551株が含まれています。